

# 投資信託移管 キャンペーン

キャンペーン期間 2023年2月1日(水)～9月29日(金)

※キャンペーンの適用はお客様一人につき一回限りとなります。



キャンペーン期間中に投資信託を他社から当社に移管いただいた個人のお客様へ、  
移管いただいた投資信託の合計額に応じて、移管月の翌月末に**お客様の証券口座へご入金**いたします。

対象商品 **国内籍公募投資信託** (ETF・REIT等の上場投信を除く)

移管いただいた投資信託の合計額(入庫－出庫・解約出金額)

10万円以上50万円未満 ▶ 500円 プレゼント!	500万円以上1,000万円未満 ▶ 5,000円 プレゼント!
50万円以上100万円未満 ▶ 1,000円 プレゼント!	1,000万円以上2,000万円未満 ▶ 20,000円 プレゼント!
100万円以上300万円未満 ▶ 2,000円 プレゼント!	2,000万円以上5,000万円未満 ▶ 40,000円 プレゼント!
300万円以上500万円未満 ▶ 3,000円 プレゼント!	5,000万円以上 ▶ 100,000円 プレゼント!

※移管金額は、移管日の時価となり、キャンペーン期間中の初回移管月の合計額を対象といたします。  
また、初回移管月に投資信託の出庫および解約出金があった場合は、その金額を移管金額から差し引かせていただきます。

## 注意事項

- 当社グループ企業、提携金融機関、およびIFA(金融商品仲介業)の役員とご家族は対象外となります。
- 移管手数料返金サービスと併用可能です。(詳細は裏面をご確認ください)
- 初回移管月の翌月末を目途に対象のお客様の証券口座に入金いたします。
- 当社からの入金時に総合取引口座を解約されている場合は、本キャンペーンの対象から除外いたします。
- その他当社が不適切と判断した移管は、本キャンペーンの対象から除外いたします。
- 2023年1月末時点の当社取扱商品が対象となります。
- 本キャンペーンは予告なく変更、または中止する場合がございます。



# アイザワ証券

www.aizawa.co.jp

アイザワ証券

検索

商号等: アイザワ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号  
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会  
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関:  
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC)



# 移管手数料返金サービスのご案内

期間中、当社に対象商品を移管されたお客様に、  
移管元金融機関でお支払いいただきました**移管手数料をご返金**いたします。

## 対象商品

国内上場株式(ETF・REIT 等を含みます)、国内投資信託(当社取扱銘柄のみ)  
外国株式:米国・香港・上海・シンガポール・マレーシア・インドネシア・タイ市場の当社取扱銘柄  
※対象外となるもの…非上場株式・整理指定銘柄・長期売買停止銘柄・累投型投資信託、国内債券、外国債券等

## ご返金金額

移管元金融機関でお支払いいただいた

## 移管手数料+消費税相当額 (1回の移管につき上限30万円)

全ての銘柄の移管が完了したことを確認後、お客様のお取引口座へご返金いたします。

## 必要書類とお手続きの流れ

### 必要書類のご準備

移管元金融機関より、

- ①移管依頼書のコピー
  - ②移管手数料が記載されている領収書または明細書等
- をお受け取り下さい。



移管元金融機関

### 当社への書類の提出

- ③返金サービス申込書及び移管元金融機関で受け取った書類①②を当社のお取引店へご提出ください。

※詳しくはお取引店へご確認ください。



アイザワ証券

※原則、移管完了後3ヵ月以内に①～③の書類を当社にご提出いただいたお客様が対象になります。

## 移管手数料返金サービスの注意事項

- 当社にお取引口座をお持ちでない場合は、新しく口座をご開設いただく必要がございます。
- お客様の移管元金融機関口座と移管先当社口座の名義人が同一であることが条件となります。
- 当社ではお取り扱いできない商品や、お取り扱いできない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご返金対象となる移管手数料は、移管元金融機関が国内の会社であり、お客様が円貨にてお支払いいただいた手数料となります。
- ご返金実施前に口座を解約、もしくはお預け入れいただいた株券等を他社移管された場合は対象外となります。
- 移管手続きにはある程度日数を要しますので、余裕を持ってお手続きください。特に外国株式は1ヶ月程度お時間がかかりますので、お早めにお手続きください。(移管所要日数については移管元金融機関へお問い合わせください。)
- 移管完了後3ヶ月以内に必要書類を当社にご提出いただいたお客様が対象となります。
- 本サービスの内容は、予告無く変更または中止となる場合がございます。
- 当社役職員、提携金融機関行員及びその同居家族は本サービスの対象外とさせていただきます。

## アイザワ証券 各種メディアのご案内

LINE

@aizawa



アジア株中心に様々な情報を配信中!  
上記二次元コードを読み取りお友達追加が行えます。

投資情報サイト

アイザワ投資大学



投資初心者向けの記事やアジアの記事などを配信中!  
上記二次元コードからアクセスできます。

Twitter

@aizawa1918



最新情報や各種キャンペーンを配信!  
上記二次元コードを読み取りフォローが行えます。

アイザワ証券

お近くの店舗までご相談ください

www.aizawa.co.jp

アイザワ証券

検索

全国の店舗情報はこちら



## 広告等補完書面

### 金融商品取引法第 66 条の 10(広告等の規制)に基づく表示事項

金融商品仲介業者の商号	しらかば投資相談株式会社
登録番号	関東財務局長(金仲)第 699 号
所属金融商品取引業者等	アイザワ証券株式会社 関東財務局長(金商)第 3283 号 加入協会 日本証券業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
	株式会社SBI証券 関東財務局長(金商)第 44 号 加入協会 日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 一般社団法人 日本 STO 協会

※この書面は、金融商品仲介業に関する広告又は広告類似配布物と一緒にお客様にお渡しする書面です。

#### ●手数料について

金融商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等ご負担いただく場合があります。また手数料等は、お客様の取引相手方となる所属金融商品取引業者ごとに異なりますので商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

#### ●リスクについて

金融商品等には、株式相場、金利相場、為替相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行会社の信用状況の悪化等の起因による損失(元本欠損)が生じる恐れがあります。

#### ●委託証拠金について

お客様が締結される金融商品取引契約によっては、委託証拠金等の差入れが必要となります。委託証拠金等を差入れるお取引は、当該委託証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、損失が預託した委託証拠金等を上回るおそれがあります。お客様がお取引されるデリバティブ取引等の額の当該委託証拠金等の額に対する比率は、所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。

※ 商品ごとに手数料、リスク等が異なりますので当該商品の契約締結前交付書面、目論見書や商品説明資料等をよくお読みいただきご確認ください。